

# I 総論

I  
総  
論

II  
基  
本  
構  
想

III  
重  
点  
プ  
ロ  
ジ  
エ  
ク  
ト

IV  
基  
本  
計  
画

第  
1  
章  
子  
ど  
も

第  
2  
章  
産  
業

第  
3  
章  
健  
康

第  
4  
章  
教  
育

第  
5  
章  
基  
盤

第  
6  
章  
安  
全  
・  
安  
心

第  
7  
章  
み  
ん  
な  
の  
力  
で

資  
料  
編

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

訓子府町では、昭和47年度を始期とする「第1次訓子府町総合計画」を策定して以来、その時代ごとの潮流や課題を踏まえ、新しい総合計画を5次にわたって策定してきました。

平成19年度から平成28年度までを計画期間とする「第5次訓子府町総合計画」では、「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち ～子どもの歓声がひびくまちづくり～」をまちの将来像として、福祉や教育の充実をはじめ、産業基盤や生活環境の整備など各種施策の成果向上に取り組んできました。

この間、少子高齢化の急速な進行、本格的な人口減少社会の到来、グローバル化の急速な進展、長引く経済の低迷など町を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。

また、平成23年5月に地方自治法が改正され、市町村に課されていた基本構想の法的な策定義務がなくなりました。この法改正は、地方分権改革推進計画に基づいて行われ、基本構想、基本計画などから構成される総合計画について、地方の自由度と責任の拡大を図る観点から見直されたものです。そのため、総合計画の位置付けや役割についても、各自自治体において独自に判断することとなりました。

こうした時代の変化に適切に対処し、地域の持続的発展と住民福祉の向上を図るためには、長期的な視点に立ち、目指すべき方向性を住民と共有しながら、総合的・計画的かつ戦略的にまちづくりを進めていく必要があります。

そのようなことから、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる「第6次訓子府町総合計画」を策定することとしました。

### 2. 計画の役割

総合計画は、まちの将来像やそれを実現するための施策を明らかとし、次のような役割を担います。

#### (1) まちづくりの指針

住民と行政が共に考え、共に行動するまちづくりを推進する上での、共有すべき指針としての役割を果たします。

#### (2) 行政運営の指針

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針としての役割を果たし、町の最上位計画として位置付けられるものとなり、訓子府町のすべての行政分野における計画の指針ともなります。

#### (3) 関係機関に向けた指針

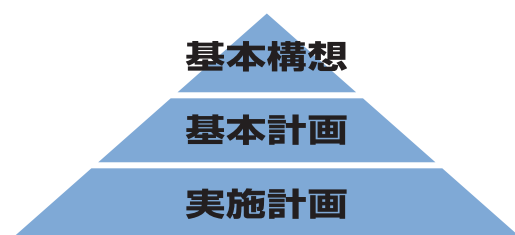
国や北海道などの関係機関に向けて、本町のまちづくりの方向性を示す指針としての役割を果たします。



### 3. 計画の構成と期間

この総合計画の名称は、「第6次訓子府町総合計画」とします。  
第6次訓子府町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」の3層で構成します。

《計画の構成概念図》



#### (1) 基本構想

基本構想は、まちの将来像およびそれを達成するための施策の大綱を示すものです。計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

#### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想を踏まえた町政の基本的な計画であり、施策の基本的な方向および体系を示すものです。計画期間は、基本構想と同様に平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

#### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための事業計画であり、各年度の予算編成の指針となる計画です。計画期間は3年間とし、毎年度見直しを行います。

#### ●重点プロジェクト

基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向け、特に重点的・分野横断的に取り組むべき施策を重点プロジェクトとして位置付けます。計画期間は、前期および後期の各5年間とします。

《計画の期間》

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
基本構想（10年）	→									
基本計画（10年）	→									
重点プロジェクト（5年×2）	前期 →					後期 →				
実施計画（3年ローリング）	→			→			→			



## 第2章 計画の背景

### 1. 位置と地勢

訓子府町は、北海道の東部、オホーツク管内の南西内陸部に位置し、東と北に北見市、西に置戸町、南に津別町・十勝管内陸別町と1市3町に隣接しています。また、圏域の中核都市である北見市の中心部まで、車で20分程度で行くことができます。

町域は東西12km、南北16kmのつぼのような形状をなし、その面積は190.95km<sup>2</sup>で、管内では最も小さな町となります。

町の中央を東流する常呂川と北部を東流する訓子府川の流域には肥沃な大地が広がり、その2つの河川を挟むように3つの段丘が形成されており、標高は市街地で136m、山地の耕地では300mに及ぶところがあります。

### 2. 気象

訓子府町は内陸に位置しているため、盆地特有の内陸性気候で寒暖の差が大きく、最低気温が零下20度以下、最高気温が30度以上となります。平均気温は6度から7度、年間降水量は比較的少なく、日照率は比較的高くなっています。

### 3. 町の沿革

訓子府町の名は、アイヌ語の「クンネブ」から転訛したもので「黒いところ、やち川にして水黒し」の意味から由来しています。

明治2年、蝦夷地という呼び名から北海道となった際に、この地方は北見国常呂郡となり、明治30年に北光社移民団の内13戸がオロムシ（現在の太谷地区）に入地したのが訓子府町の始まりです。

明治44年に国鉄網走本線が開通し、訓子府駅が開業されると辺境の地であった訓子府もにわかに活況を呈し始め、新しい農村への大きな躍進の時代を迎えることになりました。

大正4年、野付牛村に1級町村制が施行され、今の訓子府は置戸村の一部として分村独立し、さらに大正9年、置戸村から独立して訓子府村となり、開拓者の入地から23年を経て年来の宿願が達成されました。その後、昭和26年11月に町制が施行され、訓子府町となりました。

現在、北光社移民団がこの地に開拓の鋤を入れてから120年の歳月が経ったところです。

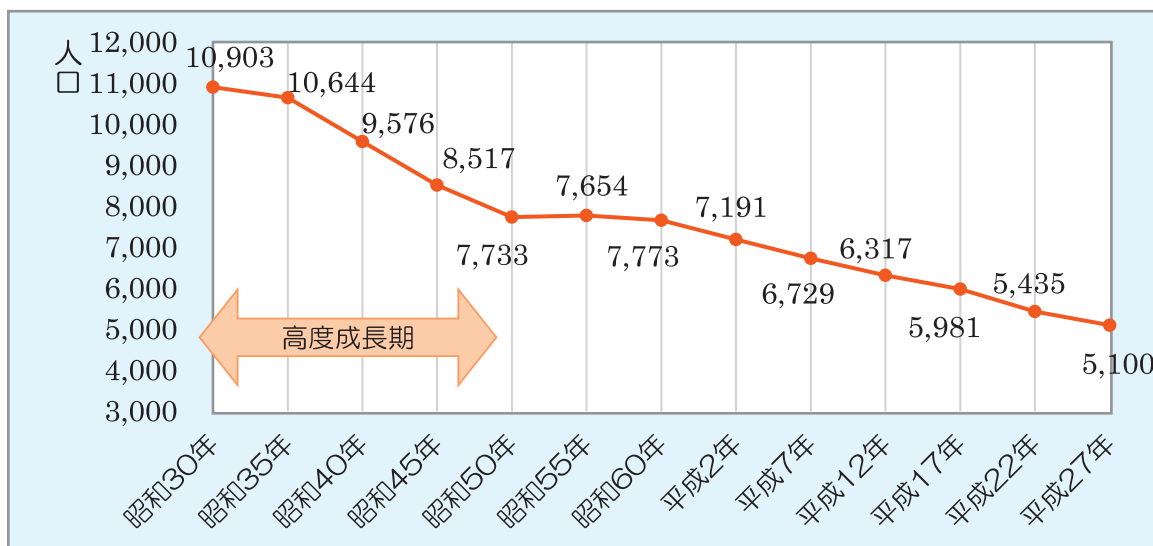


## 4. 人口

### (1) 総人口

本町の人口は、昭和30年の10,903人をピークに高度成長期に急激に減少し、昭和50年までの20年間で3,170人減少しました。その後、昭和60年までの安定期を経て、再び減少が始まり、平成27年までの30年間で2,673人減少し、5,100人となっています。

#### 〈人口の推移〉

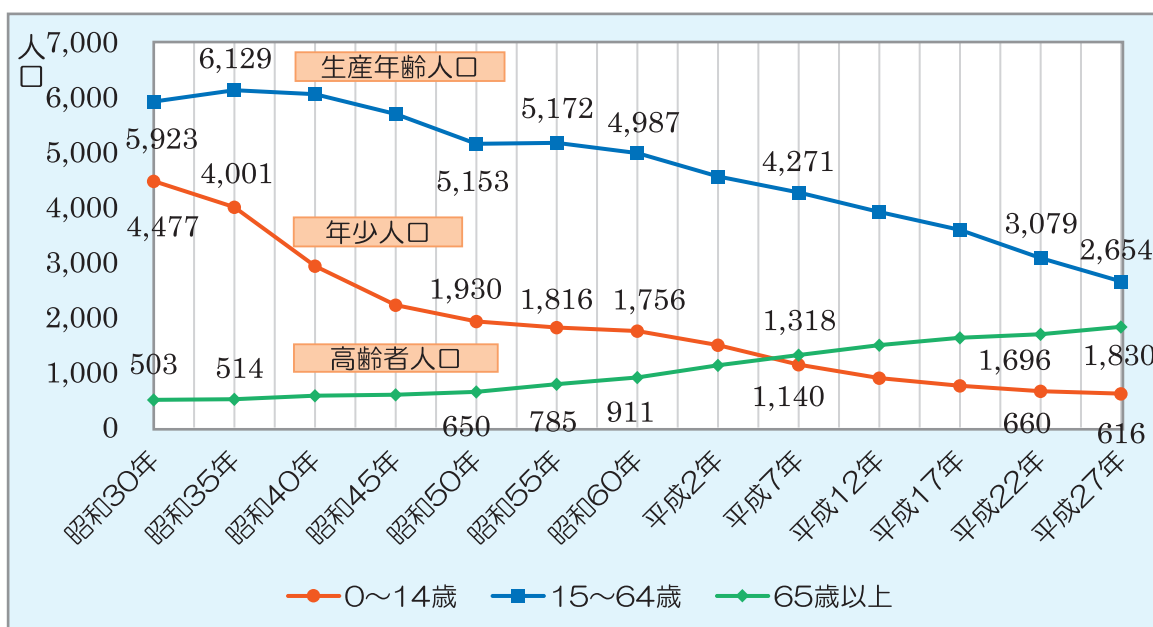


(※国勢調査)

### (2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口は、生産年齢人口が総人口と同様に半減し、年少人口、高齢者人口は平成6年に逆転し、高齢化率が30%を超える超高齢社会となっています。

#### 〈年齢3区分別人口推移〉



(※国勢調査)

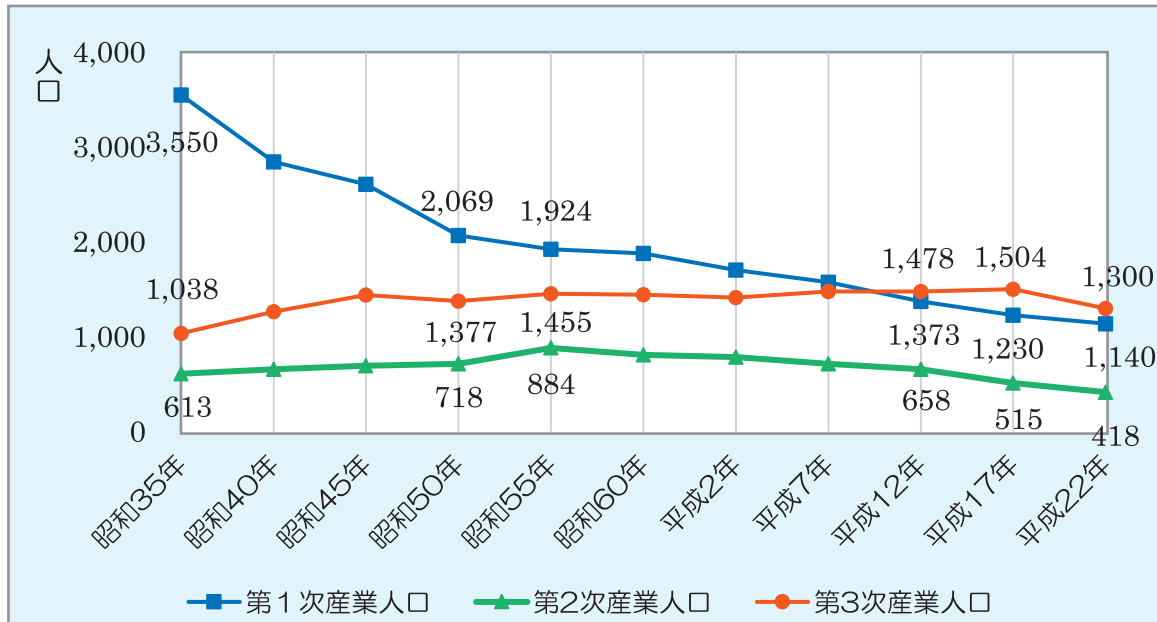


## 5. 産業構造

### (1) 産業別人口の推移

第1次産業人口の減少が顕著で農業従事者人口の減少が大きな要因となっていますが、製造業、建設業などの第2次産業人口の減少も30年前と比較して半減していることや、サービス業を中心とした第3次産業人口の減少も近年大きくなっていることなどから、全産業人口が減少に向かっていると考えられます。

〈産業別人口推移〉



(※国勢調査)

